

学校法人西沢学園 JUIDA 認定ドローン講習会 受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）は、学校法人西沢学園 JUIDA 認定ドローン講習会（以下「当講習会」という）を運営する学校法人西沢学園（以下「本学園」という）の許諾に基づき、当講習会の受講希望者（以下「受講希望者」という）が受講の申込（以下「受講申込」という）を行い、本学園が提供する当講習会を受講するにあたっての、本学園との間の契約条件を規定しています。

第1条 権利

当講習会の修了試験合格者には、修了証が付与されます。これにより、修了者は JUIDA の定める基準に達した事が証明され、JUIDA の操縦技能証明証および安全運航管理者証明証の取得を申請する権利が得られます。

第2条 受講条件

次の各項に掲げるいずれかの事由に該当する方は、当講習会の受講申込を行うことができない場合があります。

1. 20歳未満の方
2. ドローンの操縦において十分な視力を有していない方、具体的には、矯正視力が両眼で0.7未満、または、どちらか一眼が0.3未満の方。（どちらか一眼の視力が0.3に満たない場合、他眼の視野が150度以上で、かつ、視力が0.7以上の方は除きます。）
3. 日本語の理解が困難な方
4. 反社会的な方
5. 受講が困難であると本学園が判断した方

第3条 受講費

1. 当講習会の受講費は、本学園が本学園のウェブサイト上、又はその他で掲示いたします。
2. 当講習会修了後の、JUIDA の資格申請にかかる費用は受講費に含まれておりません。

第4条 受講申込

1. 受講希望者は、本学園のウェブサイト上に掲載する手続き、又は本学園の定めるその他の手続きに従って、受講申込を行い、氏名・住所・電話番号・メールアドレスその他本学園の別途定める事項について、正確かつ最新の登録情報（以下「登録情報」という）を申込書その他に記載して受講申込を行うものといたします。
2. 登録情報は、本学園のウェブサイト上に掲載されているプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱いたします。
3. 本学園は、受講希望者より受講申込を受けた後、当講習会の受講を許諾する旨と受講費の支払い方法を受講希望者に、電子メール又は書面にて通知いたします。

第5条 受講費の支払

1. 受講希望者は、本学園が指定する口座へ指定する期日までに受講費を支払うものといたします。
2. 受講費・諸費用の支払いにかかる手数料は、受講希望者の負担といたします。

第6条 受講契約

本学園と受講者間における、当講習会の提供に係る契約（以下「受講契約」という）は、本学園が受講費の入金を確認した時点で有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格を得るものといたします。

第7条 受講契約の解除

1. 受講者が受講契約の解除を申し出た場合、次のように受講費の一部をキャンセル料金として差し引いて返還いたします。
 - ①受講予定の講習会初日の7日前～4日前：キャンセル料金1万円（税別）
 - ②受講予定の講習会初日の3日前～1日前：キャンセル料金6万円（税別）
 - ③受講予定の講習会初日以降：受講費の返還は行いません
2. 前項の場合の返還にかかる手数料は、受講者の負担といたします。

第8条 天候不順及び災害等

天候不順及び災害等により、安全かつ円滑な講習の実施が不可能であると判断した場合、講習等の実施日時や実施内容、講習を実施する施設をやむを得ず変更する場合があります。

第9条 秘密保持

受講者は、当講習会におけるノウハウ等並びに他の受講者より開示された個人情報等を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用又は第三者に開示することを禁止いたします。

第10条 広報利用

本学園は、あらかじめ承認を受けた受講者の講習風景を撮影し、その映像等を広報に利用することがあります。

第11条 協議事項

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものといたします。